

# これまでの訴訟のまとめ

東京優生保護訴訟弁護団

## 原告のこれまでの主張

### 1. 優生保護法は憲法上の4つの権利を奪う法律である！

- ・ **個人の尊厳（憲法13条）** = 一人の人間として大切に扱ってもらえる権利

障害のある人など、優生手術の対象者を「日本国民の質を悪くする」人だと決めつけ、「子どもを生むべきではない」と勝手に判断した。

- ・ **リプロダクティブ・ライツ（憲法13条）** = 性と生殖に関する権利

本人の気持ちを大切にせず、「子どもをもたない」という生き方を勝手に押し付けた。

- ・ **平等原則（憲法14条）**

特定の人たちに対してだけ、「子どもをもたない」という生き方を勝手に押し付けた。

- ・ **残虐な刑罰の絶対的禁止（憲法36条）**

もって生まれたかけがえのない体の一部を乱暴に奪い取る、という残酷な仕打ちにより心と体を傷つけた。

## **原告のこれまでの主張**

### **2. 国のしてきたこと**

- ・ 国は積極的に優生思想を広め、優生政策を実施してきた
- ・ 手続の面でもずさんな審査

## 原告のこれまでの主張

### 3. 優生手術についての国の責任（手術自体についての国家賠償責任）

手術は違憲であり、国家賠償法上も違法である！



これに対して、国は、「手術から20年以上経ってしまったのだから、請求権は消滅した」と反論。

※この点については後に詳しく説明します。

## 原告のこれまでの主張

### 4. 立法不作為（必要な立法をしなかったこと）についての国の責任

立法不作為によって国家賠償法上の責任を追及できる場合



- ① 憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために
- ② 立法措置をとることが必要不可欠であり、明白であるにも関わらず、
- ③ 長期にわたってこれを怠る場合

（最高裁平成17年9月14日判決・在外選挙権訴訟）

## 原告のこれまでの主張

### 4. 立法不作為についての国の責任

① 憲法上保障されている権利を違法に侵害するもの

つまり・・・



憲法上保障されている人権

憲法 13 条（幸福追求権）

憲法 17 条（公務員の不法行為につき国に損害賠償を求めることができる権利）

→個人は「特別な犠牲を強制されない権利」を持つ

## 原告のこれまでの主張

### 4. 立法不作為についての国の責任

#### ②立法措置をとることが必要不可欠であり、明白

↓ なぜなら・・・

- 国により「不良」というレッテルを貼られた。
  - 不当な評価付けを積極的に拭い去る立法が必要
- 国家賠償法のみでは被害回復が不可能
  - 金銭的被害だけではない
- 国家賠償法を実質的に行使不可能な状況

## 原告のこれまでの主張

### 4. 立法不作為についての国の責任

③長期にわたってこれを怠った。



・少なくとも、平成16年の国会での坂口厚労大臣の答弁の段階では、優生保護法が違憲であったため廃止されたこと、被害回復措置をとる必要性があったことについて認識できたはず。

→合理的期間（3年）を経過しており、必要な期間は過ぎて  
いる。

## 被告(国)のこれまでの主張1

### 1. 優生手術についての国の責任（手術自体についての国家賠償責任）

北さんが「手術は違憲であり、国家賠償法上も違法である」と主張したのに対し、国は「手術当時から20年以上が経過しているから、民法724条後段の規定により、責任を負わない」と反論。



その根拠は・・・

民法724条

「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」

※国は、民法724条後段を「**除斥期間**」（権利関係の速やかな確定のため、一定の期間の経過により請求権を消滅させるという制度）であると解釈。

## これに対する原告の反論

民法724条後段の20年は「除斥期間」ではなく「時効」である（判例を変更すべき）

そして、**国が北さんに対して時効を主張することは許されない**

- ① 期間中に権利行使できなかったやむを得ない事情
- ② 不法行為の内容・結果
- ③ 双方の社会的・経済的地位
- ④ その他の事情

を総合的に判断すると、国が請求権の時効消滅を主張するのは、信義則違反・権利濫用である。

## 被告(国)のこれまでの主張2

### 2. 立法不作為についての国の責任

北さんが、「**立法措置をとることが必要不可欠**であり、**明白**であるにも関わらず、**長期にわたってこれを怠った**」と主張したのに対し、

国は「**立法措置をとることが必要不可欠であり、明白であるとは言えない**」と主張



なぜなら . . .

憲法17条（公務員の不法行為につき国に損害賠償を求めることができる権利）の保障は現行の国家賠償法で十分であり、被害回復のための立法措置は「必要不可欠」とは言えない。

しかも、

必要不可欠性が明白とは言えない（どんな被害回復がなされるべきか、一つの定まった答えがあるわけではない）

## 被告(国)のこれまでの主張

### 2. 立法不作為についての国の責任

北さんが、「憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために**立法措置をとることが必要不可欠**であり、**明白**であるにも関わらず、**長期にわたってこれを怠った**」と主張したのに対し、

国は「**長期にわたってこれを怠ったとは言えない**」と主張

↓なぜなら・・・

憲法13条（幸福追求権）は、金銭賠償請求権、被害回復請求権を保障していない。

憲法13条は国民に自由権的基本権を一般的、抽象的、包括的に認めたものであり、個々の請求権の基となるものではない。